

1. 平成24年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成24年9月13日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	山 川 直 保	2 番	田 中 康 久
3 番	森 喜 人	4 番	田 代 はつ江
5 番	兼 山 悌 孝	6 番	野 田 龍 雄
7 番	鷺 見 馨	8 番	山 田 忠 平
9 番	村 瀬 弥治郎	10 番	古 川 文 雄
11 番	清 水 正 照	12 番	上 田 謙 市
13 番	武 藤 忠 樹	14 番	尾 村 忠 雄
15 番	渡 辺 友 三	16 番	清 水 敏 夫
17 番	美谷添 生	18 番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健康福祉部長	布 田 孝 文
農林水産部長	野 田 秀 幸	商工観光部長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、連日の出務、まことに御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には6番 野田龍雄君、7番 鷺見馨君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（清水敏夫君） それでは、18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） おはようございます。議長から質問の許可をいただきましたので、ただいまから始めさせていただきますが、今回はたくさんありますので、ちょっと走りますのでよろしくをお願いします。

まず通告に従って申し上げますと、東南海地震、予想される災害の対応ということでお願いしておりますが、最近の新聞・テレビニュースなど、盛んに東南海地震の予測また災害時の対応などが毎日のように叫ばれております。ちょうど私が質問しようとしていたことが、8月30日の岐阜新聞に7ページ全面を使って掲載されておりました。

南海トラフ——断層のことですが——巨大地震の想定震源域と被害想定として、強い揺れに避難徹底をと呼びかけ、死者・行方不明者が想定32万3,000人、全壊建物は182万3,000棟、浸水面積1,015キロメートルと予想され、さらに岐阜県は死者・行方不明者200人、全壊建物は7,800棟と推

定されており、岐阜新聞では、発生確率は極めて低く、過度の心配することは問題だが、命を守ることを最優先に一人一人が想定を直視し、正しくおそれる必要があると、そのように書かれています。

その新聞をコピーしてきましたパネルですが、こういうものですが、執行者の皆さんには資料を配付しておりますので、それを見ていただきたいと思います。

今までに災害の対応について、郡上地域防災計画の中で説明を受けてきましたが、いま一度安全対策を確認するため質問いたします。

その中で、郡上市東海地震第二節警戒宣言、地震予知情報の伝達という項目の中に、市本部は地震予知情報が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、ケーブルテレビ、音声告知放送、防災行政無線、あらゆる手段により住民に伝達する。そしてこの場合、地震予知情報の意味及び居住者等がとるべき行動をあわせて示すと、このようにあります。

そこで質問として、居住者がとるべき行動をこの時点であわせて示すのは少し遅すぎるのではないか。とるべき行動の中には、避難道、避難地、市民の誘導、その他の対応について、今現在から地域ごとに訓練を要請して、市民のとるべき行動を示していかなければならないと私は思います。

そこで、私の地域においては、避難地が過去に洪水被害に遭った場所や急傾斜地指定区域に隣り合わせの学校や農村センターなどで有効な場所は区民センターだけです。いまだに正式な避難場所が正式に指定されておられません。このことについて、きょうまでの指導経過と今後の方針について、どのような方法を考えておられるか質問いたします。担当部長さん、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今の御質問の中で、予想される災害の対応についてということで、今議員言われましたように、地域防災計画、また災害対策として、命を守ることを最優先にということで念頭に置いて今見直しを図っているというような状況でございます。

また今御質問の中で、住民がとるべき行動については、防災計画の中の地域住民の自主防災組織の項に記載されてございます。その中では、非常に予知情報及び警戒宣言発令時には、組織的に情報の伝達、また避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するということが記載されてございます。

この中で一番大事なことは迅速かつ的確に実施できるよう協力して一体的に行動するということが非常に大事なことでございます。

そこで、地震防災上必要な教育とか広報に関する計画においては、市民の心構え、また自主防災組織の活動について、研修会とか防災訓練、また出前講座を通じて市民の方に広報・啓発等々の周知をしていきたいなど。そこで、先般の9月2日に市の総合防災訓練を行ってございます。ここで

総合防災訓練のほかに、各自主防災会において訓練を行っていただいております。そういうことで、市民の方にもそういう周知等々も徹底していきたいというふうに考えてございます。

また、避難所の関係でございますが、市では今議員言われました地域においては、中津屋郷土芸能継承センターと、また大中農村総合センターとか、また大中小学校のグラウンド——これは地震でございますけど、グラウンド等を避難所として指定してございます。市の中では224の施設を指定しておるということで、この避難所においては災害種別ごとに指定しておるということで、今現在、地域単位での見直しも実施しているという状況でございます。

特に、今年度からまたそういう地域の方にどのように周知していくかということでございますが、そこには今、土石流とか急傾斜等の危険地域の土砂災害警戒区域指定に伴ってハザードマップを作成に入っております。ここでは地域の方と職員も一緒に出向いて協働でつくっていききたいというふうに考えて、今随時進めているというところでございます。

今年度は大和地域と高鷲地域を行う予定をしております。随時指定に伴いながら各地域でこういう形で進めていきたいというふうに考えてございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、次の質問に行きます。

地震予知情報の伝達についてですが、とるべき行動はあわせてではなく、前もって指導すべき条文はもう一つ要るのではないかと思います。この条文についてどういうふうに考えておられるか質問いたします。担当部長さん、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今条文のことでございますが、第3編の地震対策編、また、第5章の中の第4節でございますが、ここで地震防災上必要な教育及び広報に関する計画ということで、住民に対する教育の項が記載されてございます。地震に関する一般的な知識の中で、東海地震予知情報の際に住居者がとるべき行動も含まれているということで、この部分で、教育という部分で含まれているというふうに思っております。

特に先ほども言いましたけど、出前講座とか防災研修等々でも周知を図っていくということで、この研修においては、自治会、自主防災会の研修は8月6日と9日に研修会を行っているという状況でございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは次に、東南海・南海地震、第4節、地震防災上、必要な教育及び

広報に関する計画の3番に、児童生徒等に対する教育というところがあります。その中に、市は学校等が児童生徒等に行う地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。②として、地震防災教育は、学校等の種別及び児童生徒等の発達段階や、その構造上の特性、学校等の立地条件等、実態に応じた内容として、計画的に継続的に実施するとあります。このことについて、これまでの指導経過についてと今後の指導方針についてを教育長さんにお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、防災教育についての指導の経過と今後の方針についてお答えいたします。

1点目は、各学校で学校安全計画を作成していただいて、それに基づいて防災教育を推進するというを基本にしておりますが、具体的には、県の教育委員会が発行しております学校安全にかかわる手引書を活用して、防災計画を立てて、そのことを踏まえて推進してもらっています。

例えば、社会科、あるいは理科、保健体育では、防災に関する理解を深めるということで、地震に関する防災知識の学習、それから災害の種類に応じた避難訓練については、これはすべての園、そして学校で実施をしていただいておりますが、市内においては、年間園、それから学校では3回以上の実施が進められております。

それから、もう一点ですけれども、地域や学校に応じて、学校防災マニュアルを作成し、改善をする。このことについても、すべての園や学校で作成と改善が進んでおります。

もう一点として、これは教頭先生を対象ですけれども、すべての教頭先生方に県の教育委員会が主催する防災教育の講習会に参加していただいて、その結果を学校に持ち帰っていただいて、それぞれの先生方に再受託ということも進めております。

それから、児童生徒の発達段階に応じた指導、あるいは立地条件に応じた指導の件ですけれども、児童生徒の発達段階に応じた防災教育については、これも自分の命を守る判断力や行動力を身につけるということを基本にしております。

例えば、小学校の低学年では教職員とか、あるいは保護者などのように、近くの大人の指示に従って適切に行動ができること。それから高学年では、日常生活のさまざまな場面で発生する災害の危険性を理解するとともに、安全に行動できるようにすること。それに加えて、自分の安全だけではなくて、ほかの人々の安全にも気配りができるようにするという、これが発達段階に応じた防災教育の主な内容です。

それから、立地条件に応じた防災教育につきましては、学校の周辺とか、あるいは通学路などの環境条件を踏まえた防災教育を実施することが基本になっておりますけれども、避難訓練はすべての学校で火災と地震を想定して実施しております。

それから、土砂災害を想定した防災教育については、幼稚園で1園、それから小学校7校、中学校6校で実施しております。また、水害とか雪害を想定した防災教育も実施しております。

今年度からですけれども、国の防災教育推進事業の指定を受けて、災害に応じた防災教育の取り組みということで、郡上東校区を中心にして風水害、それから地震を想定した防災教育を推進しております。

この中では、既に児童が参加した防災マップを作成したり、避難所の体験、あるいは救急法の講習といったことも進めております。

それで、今後の方針ですけれども、幼稚園や小学校を中心とした地域の防災会議を各地域で立ち上げます。緊急時の避難、それから連絡などに地域ごとで各機関が連携して防災活動が取り組めるようにするという内容をしております。

また、東日本大震災を受けた有識者会議の最終報告が出ておりますので、そういったことも参考にしながら、それぞれの学校での防災教育を進めるようにしております。

最後にですけれども、現在、南三陸町のほうに震災の復興支援で1人教員を派遣しております。その教員からの情報等をそれぞれの学校に伝達したりしながら、こちらのほうへ戻ってこられた段階で防災教育の講習会に体験等を話していただくというようなことで、できるだけ具体的な防災教育が進められるように今後も推進を進めていきたいと思っております。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは次に、東南海地震は郡上市だけの心配ではなく、友好都市である志摩市志摩町は、東日本大震災のような大地震が起こり、高さ30メートルもあるような津波が万が一起これば、地図をみてもわかるとおり、志摩町全部が津波に飲み込まれてしまいます。

私は先日、志摩町の潮かけ祭りに参加して志摩町の友人から言われました。「東南海地震が起きて、大震災が起こったその時は、真っ先に友好市である郡上市へお願いしたい。まず最初に、仮の住宅、食料など生活に必要な物資など、それに長期化すれば、必要最小限の生活費を得るための職場も今から考えてほしい」と、このように言われました。これは万が一ではなく、可能性は私は非常に高いと思います。

そこで質問ですが、このことについて、どのように考えておられるかを、このことだけは市長さんに答弁をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、今御指摘にありましたように、この志摩市は大変、いわゆる太平洋側の外洋にも面しておりますし、大変入り組んだ海岸線を持っておられる

ところであり、また地形も非常に郡上と違いまして全般的に低い地形にあるということで、私も今回の最大の津波の予想というようなものが非常に志摩市にとってはショッキングな予想であるということは聞いております。

そこで、今御指摘のような友好都市提携しており、その中には災害時の相互応援というものを含んでおりますので、十分期待に答えていかなければいけないというふうに思っております。

今、事務レベルで友好都市提携に基づくこうした災害応援協定の、いわば現実具体的な細目等について検討中でございます。まず大事なことは、志摩市御自身がそうした災害、大地震に際してどのような被害想定をされるのかといったこと。そしてその際に、どのようなニーズが出てくるのかというようなことをしっかり御検討されておられると思いますし、そういう中で郡上市が果たすべき役割といったものをしっかり果たしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

食料の問題、あるいは住宅の問題、場合によればそうした避難が長期化すれば、当然御指摘のような仕事、職業と、雇用の場というようなものも必要になってくるかと思っておりますけれども、しっかり志摩市のほうと協議する中で、郡上市として最大限何ができるかということをよく検討してまいりたいというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 次の質問に移ります。

住宅について、最近空き家が大変多くなってきましたが、災害時の仮住宅として空き家などどのように考えておられるかを質問いたします。

時間がちょっとないので、答弁のほうも要点のみ簡潔にひとつお願いします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 空き家の利用ということでございますが、簡潔にしゃべらせていただきます。

今、市営住宅の空き家等々においては提供していきたいというふうに思っておりますが、民間の空き家については、非常に民間の空き家いつまでやるのかということでございます。この民間の空き家も含めて、特に宿泊施設について、所有者とか管理者等の御理解、御協力を得た上で、被災者への支援とか、そういうようなことを考えていきたいというふうに考えております。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは次の質問に行きます。

次に、郡上市そのものが仕事がなく若い人の就職が難しい中で、避難者の生活を支えるための

仕事場をつくるのは非常に難しいことであると思いますが、また公共事業の減少から、日雇い労働者の仕事も少なく、細々と長く生き延びていくためには、何といたっても林業と農業しか私はないと思いますが、郡上市は面積の約90%を山林で占めている市です。もっと林業に対する施策を実行すべきではないかと思いますが、私の言う林業施策とは、植林や保育ではありません。前回の質問でも申し上げたとおり、郡上市にある大量の伐期を控えた山林の木材をいかに収入源に変えられるかを考えなければなりません。私はそのため提案もしております。それは大手の住宅建築会社や木材業者へ敷地などを提供して誘致することです。市の条例で固定資産税などを免除して誘致するには、市が関与しなければできません。郡上市は、雇用のための工場誘致だけでなく、林業の反映と雇用と両面をかけた計画を全国の手住宅建築会社や、それに木材会社へ積極的にアタックすべきではないかと思いますが、質問として私は今までに何回もこのことについて質問してきましたが、毎回一方通行で、いまだにその成果がはっきりと見えてきません。これは震災の起きたときに生き残りをかけての供えで、いま一度林業施策に対するこれまでの経過と今後の方針についての質問をいたします。

農林部長さん、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 林業の関係でございますけども、郡上市は御指摘のような9割が森林でございます、この豊かな森林を守り育てるために、森林の保全整備にこれまでも尽力してきております。

人工林につきましては、最近伐期を控えた森林資源が充実をしてきている状況でございます。しかしながら、一方で、木材の需要先がないとか、木材が引き取ってもらえないといった声が最近特に大きくなってきておるように思います。今後の森林資源の充実に伴いまして、市内の木材生産量も大きく増加することが想定されることから、この木材を加工して付加価値をつけて消費地へ販売するといったような林業施策を進めていくことが必要だというふうに私どもも考えてございます。

このため、市内全体での木材産業の振興を図るとともに、新たな雇用の場を確保するためにも、議員御指摘のような新たな木材加工や住宅関連等の企業の誘致に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは次に、農業についても同じく、特産物、いわゆるブランドの野菜、果樹など、加工食品に至るまで生産することだと思いますが、農協は巨大な企業ですから、余り当てになりません。農家個人個人では資本が間に合わず、国や県の補助など、どうしても行政が介入しなければ成り立たないと思います。

ちなみに、一つの例として、都市農村交流施設だよりがありますが——このパネルの分です。皆さんのお手元に、執行部の皆さんに配付しておりますので見てください。

その中に、栃木県内には、約140カ所の農産物の加工工場があり、地元の食材を使い、安全で手のぬくもりが伝わるように、心を込めたおふくろの味を提供しています。その中で、上三川町が紹介されています。主婦など女性ばかりの会で農産物加工組合をつくり、その名も「ゆうがお」と名づけて手作りのみそをつくり、すべて地元産の米で年間約7トンの加工受託の仕込みみそが大評判で、その上地元特産のイチゴやトマト、それにジャム、ケチャップ、また県内でも珍しいナシのジャムまでつくり、同施設内の野菜直売所、名づけて「おかあさんの店」、大変親しみやすい名前ですが、そのほかに道の駅などでも販売しておられます。

もう一つ照会すると、三重県の鈴鹿市では、インド産のウリでセイロンウリという蛇のような長いウリを昨年から栽培に取り組み、ことし8月下旬、収穫の最盛期で特産品として全国に売り出そうと頑張っておられます。

その次の分ですが、執行部の皆さんにお配りしております、このパネルの分です。見てください。お願いします。

また鈴鹿市の、鈴木知事さんは、「特産品開発に農業の担い手育成、国際交流にもつながる一石三鳥の取り組み。県でも都市圏の販路開拓などで支援できると思う」と話されておられます。

近くでもう一つ紹介すると、中津川市にチコリというヨーロッパでよく食べられる野菜を栽培して、全国に特産品として売り出し、農家の主婦が地元野菜で手作り、家庭料理レストランまで経営し、頑張っておられます。もう一つの資料ですが、このパネルですけれども、資料の一番最後にある資料ですが、目を通してください。

そこで質問ですが、さて郡上市においても、農産物の生産加工組合なるものをつくり、そういうつもりで真剣に取り組む意欲が欲しいと思います。もし震災が起きたら、郡上市だけでも大変なのに、被災者を受け入れ、最小限の生活をするだけの仕事を提供するには、林業に続いて農業が一番だと思います。今までの経過と今後の取り組みについてお伺いいたします。農林部長さん、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 郡上の場合でございますが、郡上市にはすぐれた農産物がございます。JAを通じて系統出荷とか地域の青空市場などの直売所で販売されて人気を得ておりますが、御存じのように、例えばひるがのだいこんであったり、夏秋トマト、ホウレンソウといったものは一般的なものがございますけれども、近年におきましては、高鷲町のほうで夏秋イチゴとか春まちニンジン、あるいは明宝のほうで耕作放棄地を再生いたしましてラッキョウが栽培されておりますし、また美並町のほうでは古くからつくられてきた深戸ネギの栽培といったようなことも、それぞれ地

域の特性を生かして振興されているところでございます。

こういった農産物ごとに生産組合とか生産部会が組織されておりまして、市としても生産拡大を図るため、こういったことにハードソフトの両面から支援を行っているところでございます。

一方、議員が今いろいろ御紹介いただきましたような農産物加工グループとか加工所でございますけれども、こういったところも郡上市内に約10団体ほどございます。現在、それぞれの地域で生産された農林水産物の利用促進と、それから食文化の伝承に頑張っておられるところでございます。これらの施設や団体でつくられた商品につきましては、近くの農家市場、また道の駅などでも販売がされて好評を得ているとともに、中には農家レストラン的な食事どころも経営されて、多くのお客さんが訪れているところでございます。

また、近年は6次化産業といたしまして、生産者みずからが生産、加工、販売まで一貫して行う取り組みも年々増加しておりまして、今後市としてもその活動を支援していきたいというふうに考えてございますのでよろしくお願いします。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 次に、万が一ですが、郡上市へ大勢の東海地震被災者を受け入れなければならない事態が発生したときは、最低限の生活を得るために手近なものとして農業を行えば、とりあえず食べることには事を欠きません。

現在、休耕田、転作用の水田、そのほか荒れ放題の農地など多くありますが、この農地をいざというときに借用できるようにするには、農地法によるかかり合い等、いろいろと前もって準備が必要かと思いますが、このことについてどういうふうなのか、また準備などどういうふうにするのかということを質問いたします。部長さん、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 耕作目的で農地を貸し借りする場合でございますけれども、農地法3条という許可が必要になってまいります。

この許可でございますけれども、要件の1つといたしまして、農地の下限面積というのがございます。これは借り手が耕作することになる農地面積が一定規模以上でなければ許可されないという条件でございまして、これが郡上市では30アール以上というふうになってございます。この下限面積につきましては、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などを考慮いたしまして、地域の実情に合わせて農業委員会で面積を定めることができることとなっております。農地法に定める北海道を除く地域の基準は50アールというふうになっておりますけれども、これを郡上市の農業委員会では、地域事情を考慮いたしまして30アールとしているところでございます。

また、高齢とか病気、農業後継者がいないなどの理由により、みずからが耕作できなくなった農

地の、こういった農地の貸し借りを進めまして農地の有効利用を進めるために、郡上市の農業委員会では、貸付希望農地の登録制度というのを昨年度から行っているところでございます。これは、各地区の農地改良組合長さんを通じまして、全農家へ登録申請書をお配りして、農地を貸し出して、もよいと考えている方から、その農地の情報をいただいて、これを集計したものでございますが、こういった登録したものが、現在94筆で8.2ヘクタールでございます。もし万が一被災された方が郡上市で農業をしたいと、農地が欲しいといったようなときには、こういった登録農地も紹介することができるんじゃないかというふうに考えてございます。

ただし、先ほども申しました下限面積の30アールというのはありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

次に、郡上市防災会議条例、委員会と専門委員ということで質問いたします。

資料編防災活動体制に関する資料の中に、郡上市防災会議条例があります、その中に第4条、防災会議に専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができるとあります。質問としまして、23年度、24年度における防災会議の内容と委員の名簿等をお知らせいただきたいと思ひます。

また、専門委員についても、専門の事項に関する調査が終了したときは委員は解任されるとありますが、23年度、24年度において、ありましたら会議の内容と名簿等をお知らせいただきたいと思ひます。お願ひします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 防災会議の委員と専門委員という御質問でござひますが、防災会議の委員においては23名ということでござひます。また専門委員ということで8名の方をお願ひしてござひます。これはあくまでも現時点でござひます。今回条例改正をお願ひしてござひます。防災会議と災害対策本部との役割の見直しということでお願ひしてござひますので、そこをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、防災会議の委員は市長が任命するということでござひますが、指定行政機関の職員ということで、国の関係の国道事務所八幡維持出張所関係と、また岐阜の地方気象台長さんということで、2名ということです。また、知事部局のほうから3名ということで、管内にある各所の長の方でござひます。それと警察の中から1名と、市職員から11名、また教育長1名、また消防団長、消防長ということで各1名ということで2名でござひます。それと指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから2名ということでござひます。それに市長を加えまして23名ということでござひ

います。

また、専門委員さんにおいては、議会議長さん、また自治会の連合会長さん、婦人防火クラブの会長さん、また医師会長さん、歯科医師会長さん、建設業協会会長さん、また社会福祉協議会長さん、それと今年度から新たに岐阜大学の教授ということで8名の方をお願いしてございます。

それで、会議は、特に防災会議においては原則年1回ということにしてございます。ただ、昨年度においてはいろいろな見直し等々がございましたので2回を開催してございます。特に専門委員さんの専門委員会というのは単独では開催してございませんが、特にこの防災会議には出席していただいて、内容としては地域防災計画の変更とか防災対策推進事業の実績とか実施方針等々を御協議いただいているという状況でございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 次の質問に行きます。

床上浸水の洪水などが発生したとき等、人間の伝染病や家畜の伝染病など、いつも問題になりますが、専門委員会の中には含まれていないのか質問をいたします。

もう時間がないので、答弁のほうもできるだけ簡略にお願いします。

○議長（清水敏夫君） 簡略に答弁を。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 伝染病の関係は、防疫計画の中にございます。今でも床上浸水のときには、被災家屋等では消毒等々を行っているという状況でございます。

それで専門委員会の中に、もし特に専門的な意見を必要な場合においては専門委員会を開いて対策を検討していくということでございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 次の質問ですが、郡上市防災会議条例及び災害対策本部条例は、郡上市合併時点に制定され、平成16年3月1日から施行するとあります。郡上市のホームページを見る限りでは、会議の経過について何も記載されておりませんが、防災活動がどのように推進されてきたのかわかりませんが、今後の方針についてを質問いたします。総務部長さん、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 会議の内容が記載されていないということでございますが、ホームページの中では地域防災計画を公開してございます。

特に今回、会議の内容ということより、市民の方皆様方に知っていただきたいことは、防災計画の内容を知っていただきたいということで、逐次改正があった場合には、速やかにホームページに

改正分を載せて周知していきたいという方針でございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。まだもう1項目、東日本大震災のことについてたくさん質問事項があるんですが、もう時間がなくなりましたんで、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、国の義務付け・枠付けの見直しによる条例整備についてお尋ねいたします。

行政改革の月刊誌に掲載されました文書の一部を引用いたします。これまで自治体事務の処理に関しては、国の法令により、あれこれの義務付けや枠付けをするという形で数多くの規律が加えられてきましたが、現在、それらの法令による規律の過剰な部分を撤廃・緩和し、また国の法令に変えて自治体自身の条例で規律すべきものについてはそのように改めるとの方針のもと、いわゆる義務付け、枠付けの見直しの作業が進められているとありました。そして自治体の仕事に対して、国が何々しなければならない、何々してはならないという義務付け・枠付けの規定は、実に1万57条項もあり、そのうちの4,076条項が見直しの対象となっているようであります。その見直し条項の中で、国の第1次一括法では41の法律が、さらに第2次一括法では188の法律が部分的ではあっても、国の基準を自治体の条例に委任する形で国の権限が地方に移譲されたということのようであります。そうした国の地方分権改革の推進によって、国がこれまで全国一律に定めていた基準を自治体がそれぞれの実情に合った独自の基準に設定し、条例を制定することが可能になったというふうに私は理解いたしております。

そこで、郡上市における国の義務付け・枠付けの見直しによる条例整備について、その現状と権限移譲の異議などをお尋ねいたします。

まず1点目として、国の義務付け・枠付けの見直しによって、郡上市にはどのような法律の条項が改正に向けて権限移譲されているのか。そして条例改正の事務手続の取り組みの状況と議会に提案されるまでの立案行程等々どのようなものであるのか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、第1次一括法、第2次の一括法でございますが、これによって230の法律が改正されているということでございます。この今言われましたように、目的は議員言われましたとおりでございます。

その中で、まず第1次の一括法においては、義務付け・枠付け見直し及び条例制定権の拡大のために3つの観点から41の法律が改正されている。この3つというのは、協議同意許可とか施設・公物設置管理の基準とか、計画等の策定及び手続というような観点からの改正でございます。

それとあわせて、基本的政策に関する企画立案、基本的政策に関する政策の実施を推進することによって内閣府の所掌事務を加えるための内閣府の設置法の改正ということで1件でございます。これであわせて42の法律ということでございます。

2次一括法においては、160の法律が基礎自治体への権限移譲のため47の法律が改正されているということで、19の法律が重複しているために実質は188というようなことでございます。

これで、この改正によって、市の条例においては12条例について、新規制定または一部改正ということを見込んでございます。

そこで、1次一括法の義務付け・枠付けの見直しに関してですが、介護保険法、また公営住宅法、道路法が関係してございます。2次一括法に関しては図書館法、水道法、土地改良法、都市公園法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、また2次一括法の中の権限移譲の中では身体障害者福祉法というものがございます。

その中で、2次一括法の権限移譲の身体障害者福祉法と一括法の中の図書館法においては改正済みということでございます。

この条例委任されるものについての基準でございますが、この辺においては参酌すべき基準とまた標準、従うべき基準というふうに、またこの中も3つに分かれておると、分類されておるということでございます。

参酌すべき基準の中では、この基準を十分参照した上で判断していくということと、また標準においては、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じて認められるということもございます。また従うべき基準は従うべき基準ということでございます。

それで、この条例の新規制定とまた改正においては、今いろいろ検討している最中で、12月の議会を目標に上程していきたいなというふうに考えてございます。

（12番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） よくわかりました。先月下旬でありましたが、総務常任委員会で市内6地域の自治会長さんと意見交換会を持たれまして、私も出席いたしました。その席上で、ある自治会

長さんがこういうようなことを提案されました。郡上市外に住んでいる人が、今の田舎暮らしに慣れて地域に空き家に入居したいというような希望を持っておったけれども、貸借あるいは売買というようなことなど、交渉が長引いてなかなかその思いがかなえられんと。地域の市営住宅には空き室があるんで、一たんなりとそうした移住を希望した人に入ってもらおうとどうやろえというような意見というか提案でした。

私はその話を聞いて、今回のこの義務付け・枠付けの見直しにあわせて郡上市の公営住宅の収入基準額であるとか裁量階層などの資格要件、そうした入居条件を郡上市の将来を見据えた——きのうの一般質問では、県では子育て支援という面から、この入居基準を緩和するというようなお話もありましたけれども、郡上市の定住促進であるとか、あるいは地域の活性化などという観点から、設定ができないかということを考えてわけであります。

そこで日置市長にお尋ねいたします。

ただいま総務部長からも答弁がありましたように、この義務付け・枠付けの見直し、そして条例制定権の拡大という国から地方への権限が移譲される、いわゆる地方分権が推進、促進されるというものの意義と条例制定権の拡大がもたらす郡上市にとっての効果といいますか、そうしたことをどのように推察されて今後の基本条例の立案をするようなお考えであるのか、お尋ねいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回のこの地方自治の拡充のための義務付けとか枠付けというようなものを大幅に地方の判断に任せますよと、こういう改革でございますので、私も地方自治体の立場としては、こういう国のほうで、そうした国のほうで一律にしばらくということをやめて、地方の判断に一定の幅を持たせて判断してもいいよという制度になるわけですから、これは、これまで地方分権分権と言ってきた地方の側としては、それに立派に応えて、その地域の活性化とか、あるいは市民の皆さんの要望に合うような形で、そうした条例の制定なり基準の設定というものを行うべきものであると、大いにこのチャンスを生かしていく必要があるというふうに思っております。

ただ、今回の改正も先ほど制度改革も総務部長が申し上げましたように、全く野放しでいいよということではなくて、そのいわば縛りの弱い順番からいうと、ひとつ参酌すべき基準と。それからもう一つは標準というのと、それから従うべき基準と、この基準にはどうしても従ってもらわなきゃいけませんよというような３段階の一定の縛りといいますか、そういう中で、その範囲内において地方が実情に合った判断をなさいと、こういうことですので、そのそれぞれの案件に応じて郡上市は郡上市なりの、自分の頭で考えて、郡上市のためになるような条例を制定していきたいというふうに思っています。

先ほど総務部長が幾つかの法律を申し上げましたが、今例に上がりました公営住宅の入居基準、

これは収入の基準であったり、あるいは世帯の構成であったり、そういうものについて一定の自由度が与えられるわけですので、ただいま御指摘のようなこと、特に郡上市の場合には定住促進というひとつの課題を抱えているわけですので、そうしたものに最大限活かせるようにしてまいりたいと思っておりますし、また道路法なんかによる道路構造の問題なんかについても一定の判断、県が与えられるわけですので、これを十分活かすようにしてまいりたいというふうに思っています。

ただ、こういう状態になったからといって、いたずらに他と違う、奇をてらうというようなことであってもいけない。これは従来決められていた基準もそれなりの意味があるわけですので、そういうものを十分考えなければいけませんし、例えば県の道路構造に関する県の条例と郡上市の道路構造に対する条例というようなものも、道路というものは県道、市道、網の目のようにつながっているものですから、郡上市へ入った途端、何か全然違う基準になってしまうというようなことであってもいけないので、その辺のところはいろんな要素を考えながら、そして郡上市の地域実情に合った基準を定めていくと、こんな考え方で臨んでまいりたいというふうに思っています。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 私も市長と同じ認識、考え方を持っております。

これまで国の上位法の改正によって、しばしば議会には条例の改正案が上程されたわけでありまして、審査する私ども議員からしますと、ややもすれば国が決めたことなんで、もうこれは審査の余地がないといえますか、仕方がないというような思いから条例案を採択したという傾向が強かったように思っております。国の義務付け・枠付けの見直しによって、ただいまお話がありましたように、地方が定めるべき基準条例の自由度には、従うべき標準、参酌すべきという段階の制約があるということでありまして、従うべきというような、この制約が私はまだまだ国が地方へ押し付ける意味合いがあるんじゃないかしらんというような、そうした一抹の不安というか、不満を持っておりますけれども、今市長が言われましたように、市民への行政サービスの基準を定める条例を郡上市が独自で制定できるということは、条例を制定する市長にも、そして審査する我々議会にもその責任は大きくなったということでありまして、議会と執行部が連携と、いわゆる協働といえますか、そうしたことの関係もますます深めて、いわゆる法務能力というのも議会も磨いていかないとかなんかというようなことを思っております。

そして、今回、義務付け・枠付けの見直しについては、今言いましたように、議会にとっては政策能力をつけるチャンスでもありますし、条例制定後の運用がどうなっているのかというようなことについても、この議会の監視能力といえますか、そうしたことをつけるよい機会になると期待されているといえますか、そういうようなことも聞いておりますので、議員間でも活発な議論ができるように私たちも頑張っていきたいと思っております。

ただ1点気になりますのは、総務部長からの答弁でもありましたが、改正案を12月に一部上程したいということでもありますけれども、私どももその条例の、例えば今の基準をどのように変えたら市民の皆さんからも納得がいただけるのかというようなことについては、研究をする時間というのにも必要ではないかというように思いますので、どうかどうか改正に向けての情報提供といいますか、そういうことについては早目をお願いしたいと、これは要望させていただきます。

次に、郡上ケーブルテレビ事業の指定管理者制度導入についてお尋ねいたします。

平成22年1月に策定されました郡上市情報化計画、それによりますと、ケーブルテレビ事業は一般的に行政が直営で行うよりも民間に任せたほうが適当であるというふうに明記されておりまして、指定管理者制度の導入による効率的な郡上ケーブルテレビの運用を目指すとされております。

私は、その計画が発表される半年前でありましたが、平成21年6月定例議会の一般質問で指定管理者制度を導入するメリットとデメリット及び導入に当たっての課題などについてお尋ねいたしました。

日置市長からは、指定管理者制度導入により、他地域へ郡上市の情報が発信できるなどのメリットがある反面、市の行政番組については弾力的な政策が難しくなるなどとのデメリットも想定されるという答弁をいただきました。

6月に開かれました市議会の全員協議会での報告によりますと、来年4月から第三セクター方式による施設管理の開始を目指して指定管理者制度への移行が進められているとのことですが、郡上市と民間の専門業者が出資団体となって新会社を設立し、第三セクターによるケーブルテレビ事業を運営するというその意義は何であるのか。そしてケーブルテレビなどの利用者である市民のメリットということについてはどのように考えているのか、田中市長公室長にお尋ねいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

若干振り返ってみますと、平成17年度に策定いたしましたICTを活用した地域再生、行政改革、行動計画というもの、あるいは今上田議員さん御指摘の情報化計画、それぞれにおきまして郡上市ではいち早く指定管理者制度導入について検討しようと、こういうふうなことで取り組んできておりまして、実際平成20年、21年のころの取り組みを見てみますと、県内外のこうしたケーブルテレビ事業者に対しまして、郡上市のケーブルテレビを指定管理者制度の導入によって、受けることに關しましての提案募集といいますか、そういうことをしておりまして、事実県内外の5社からそうした参加の意向とか、あるいは提案が事実来ておると。あるいは営業に大変御熱心に来てくださった会社もありました。

そういうような経緯であります。昨年の夏前でありましたけれども、なかなか指定管理者制度

への導入移行ということが難しい背景を考えてきたときに、ただいまの御質問の1つ目ですけれども、1つはこの構造的に行政ネットワークや機器室がケーブルテレビの諸施設と一体化しているということですね。この庁舎の接続する防災センターの1階にありますけれども、あるいは3階にもありますが、こうして極めて重要な設備というものが、この本長の中において、しかも行政のネットワークと一体化しておりますので、そういうものを全く民間にお任せしてしまうということについての行政の立場からの一つの心配といいますか、今後ともこのことに管理運営については関与できる仕組みというのを維持すると、こういう必要があるんじゃないかということが1つでありますし、もう一つは御質問にもありましたが、行政情報番組というものをしっかりこれを出していこうと。非常に市長からも日々そういうふうな御指示をいただいておりますが、そういうふうな取り組みをして、大事な市政と市民を、おつなぎをさせていただく、こういう広報媒体として、今後ともこれを維持するということになりますと、郡上市としてその部分をしっかりと運用できる体制、特に災害時の、あるいは臨時的な放送、そういうこともありますので、弾力的な行政情報の提供が今後とも維持していけるというふうな一つの課題。

それから、郡上市の特徴といたしましては、ケーブルテレビの事業が二層構造となっております。市で行っておりますドーナツの外側のケーブルテレビ事業、それからその中側といいますか、8万エリアを中心としますか、その一部ですけれども、INGさんがやっておられるということがございます。

それで、万が一、その外側の郡上ケーブルを全く民間にお渡しした場合、そうするとそのやっぱり競争されますと、そこに料金の格差が出てくるとか、サービスの格差が出てくるとかということになりますと、我々の目指しております郡上の市民の皆様、より等しく、そしてできるだけそういう格差をなくしていこうという取り組みを目指しているわけですから、そういうことについても心配がないわけではないと、こういうふうなこともございます。

それからもう一つは、つくる行革というふうに言っておりますけれども、例えば市外の業者にお渡ししてしまうということになりますと、郡上の中で情報通信に関する産業とか人材が育たないというふうな心配もあります。そうしますと、郡上市も関与しながら、そうした担い手、それから企業育成をしていくということも、市として責任があるんじゃないかと。さらにもう一点考えますと、民間としては今でも光が全部郡上のエリアがそういうふうになるという見通しは立っておりませんが、そうした情報通信基盤というものを今後とも市としては責任を持って、これをインフラとして維持し、運営させていただくということについては、しっかり関与していく必要があると。こうした5つの観点を持ちまして、この管理運営については、郡上市が関与をさせていただく方法を考えていかなくてはならないと。

そういうことの中で、昨年の夏以降、内々に地元にありますGNS——郡上ネットサービス、そ

これから I N G——インフォメーションネットワーク郡上八幡、この両者といろいろな事務的な詰めとか、いろんな調整をさせていただきながら、そこに合意点が見えてきましたので、さらに井の中のカワズだけでもいけないんで、あるいは大きなネットワークと結びていくということは大事ですから、岐阜県の手、C C Nさん、通じまして、C N C I というネットワークに通じてやっていきたいと、こんなふうなことで現在構想を組ませていただいております。

それから、市民の皆様のメリットという御質問がありましたが、市が出資し、経営に参画し、監査権4分の1出資して持つとしても、日常の業務はG N S、I N G、あるいはC C N、そうした民間の皆様のその経営手法、あるいは営業というものの仕組みが当然そこで入ってまいります。あるいはそのことによって運営されますので、そのことによりまして、長期的に専門性の高い社員の体制、あるいは社員育成というふうなことがまず目指していけると。

それから、振興事務所で今手続していただいておりますけれども、最寄りの参加の電気屋さんを通じて、お近くでそういう手続、あるいは御相談していただけると、こういうことも市民の皆様のメリットではないかと思えます。さらに突発的な故障とか何かについても、近くの方に相談し、すぐそういうふうな対応がしていただけるというふうな一つのメリットも出てくる。

さらに議会でも御指摘のありました広告という取り組みにつきまして、職員が広告のための営業に行くということは、なかなか今まで振り返りますと弱い面がございました。やはりこういうことにつきましても、民間営業の中でしっかりその収入を上げていくという方法をとっていただけるのではないかと、あるいは既に大手で持っておりますさまざまな仕組みがありますので、それを導入することによりコストカットということも見られると。そういうことを通じまして、市民の皆様収支という面で、これは納入金制度を導入しますので、しっかり郡上市の今後のインフラの更新期へ向けての基金積立ということにつながっていくのではないかと、このように思います。

さらには、大きなネットワークにこれから入らせていただきますと、郡上の観光情報、あるいはさまざまな発信したい情報というのがケーブルテレビを通じて中京圏一帯に出していけるということで、踊りでありますとかスキーでありますとか、さまざまなそうしたものが広く P R させていただけると、このようにすることも大きなメリットではないかと、このように考えております。

いずれにしても、そういうことを詰めてまいりまして、今般条例2つの改正、それから出資金についてお願いしているわけですが、しっかり取り組みを進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 関係者に聞いてみますと、この郡上市を取り巻く自治体ではケーブルテレビ事業の最初に幾らかの補助金を出して、あとは民間に丸投げというとおかしいですけども、お

任せした自治体、あるいは郡上市のように自前で整備して、あとは民間に完全民営化というようなお願いした自治体というふうにあるようですが、今回の私は郡上市の第三セクターによる郡上市も出資して今市長公室長が言われた、関与しながらのこれからの郡上ケーブルテレビ事業の経営といえますか運営ということは英知を結集した結果であったというふうに評価しております。

そして昨日、武藤議員と日置市長とが合併した意義と、そして成果ということについての問答をされておりましたけれども、私はこの郡上ケーブルテレビ事業の今言われたインフラの整備というようなことも、本当に合併をしたことによる立派なメモリアルといえますか、シンボルであるというふうに思っております。そして、INGエリアでも郡上ケーブルテレビを視聴できるようになりまして、住民が行政の今言われた自主番組であるとか、郡上トビックスであるとか、そうしたことを見ることで同じ郡上市民としての自覚と融和という気持ちが高まってきているというふうに思っております。そうしたことで、どうか郡上ケーブルテレビ事業が第三セクターの経営になっても、直営自体の成果を活かしながら、広告宣伝や加入者へのサービスなどはどうか市民の目線に立って新会社による経営が行われるように期待いたしております。

次に、郡上市自治基本条例の制定についてお尋ねいたします。

郡上市における自治基本条例制定へ向けての歩みを振り返りますと、合併直後に策定されました行政改革集中改革プランで市民と行政の協働と補完による郡上市のまちづくりを目指して自治のあり方や市民参加協働と補完の原則を規定した自治基本条例であるまちづくり条例を平成19年度に策定することが明記されておりました。19年度には策定ということには至りませんでしたけれども、条例を策定するに当たっては、市民の参画を得るということ、そして市民協働にかかわる条例という法的根拠を持たせるために、まずは市民協働指針の策定を目指すこと、そうした重要なことを踏まえながら条例化に向けた準備が進展しているというふうに承知しております。

そして、昨年9月、郡上市住民自治基本推進懇話会を設置されまして、条例案を策定する作業がいよいよスタートしたというふうに理解いたしております。

そこで、2点続けて質問だけ発言させていただきますが、質問の1点として、自治基本条例案の策定に向けた現在の取り組みの状況はどのようなものであるかということと、先般、総務常任委員会の行政視察で市長も御一緒でしたけれども、静岡県牧之原市を訪ねました。牧之原市では、自治基本条例の制定までの過程とその後の取り組み状況について懇切丁寧な説明をいただきまして大いに学んできたところでございます。

そして、牧之原市では、自治基本条例を策定するスタートの時点から、市議会にも関与を求めているというふうにお聞きいたしました。

そこで2点目は日置市長にお尋ねするわけですが、市長は自治基本条例を制定する意義と市民の代表による策定作業の中で市議会との係わり合いのあり方ということについてはどのように考えて

おられるのかお尋ねいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは経緯につきまして、あるいはこのごろの取り組みにつきまして概要を御説明させていただきます。

平成21年7月のこの市民協働指針をつくっていただいた折に、この中にもはっきりとこの協働が実践された後には、住民自治の視点に立ち、取り組むことを明示する自治基本条例を制定することが必要になってくると、こういうふうなことを書いておりまして、22年度に策定いたしましたこの後期基本計画、23年度以降のこの計画につきましても、しっかりとその条例制定に向けて市民協働型の取り組みを進めていこうということとしているところでございます。

こういうものを受けまして、昨年23年度の8月には市民協働センターの設置検討委員会、9月にはこの住民自治推進懇話会を発足させていただいた次第でございます。

これまでに全体では9回懇話会を開いております。4回の幹事会、4回の素案策定委員会、非常に皆さん御熱心に議論していただいております。懇話会のメンバーにつきましては、総合計画のこの後期基本計画の策定に当たっていただきました審議会のメンバーを基本としまして公募を募っておるわけでありますが、この春、多少役員の交代もありましたので、現在は20名体制でやっております。連携協定を結んでおります岐阜経済大学の今井先生にもアドバイザーとして毎回御出席いただいております。

この懇話会では、市民の皆様が日ごろから思ってみえる意見を出していただきます。そしてそのことをいろいろと御協議いただきながら、結果として必要があれば郡上市に適した自治基本条例を定めてもいいのではないかと、このような市長の冒頭の御挨拶から始まっておりますので、初めに条例ありきではありません。日ごろ考えてみえること、あるいはこんな仕組みがあったらいいんじゃないか、こういうことが欠けているんじゃないか、そんなようなことを御議論していただいております。昨年度は特にワークショップを開いてまいりました。その中では自治会活動、あるいは防災についての皆さんの不安な点、あるいは文化活動、保健体育活動、あるいは祭りをどのように維持していくか、イベントをどうやって起こしたらいいんだと、そういうふうな課題、それに対する皆さんの分析、それから解決の方法と、こういうものをそれぞれワークショップとして取り組んでいただいて、また発表し、いろんな御研さんをいただくと、こんなことをしてまいりましたし、また県下では、岐阜市、多治見市を初め、4つぐらいの昨年度の段階ではこうした条例をつくってみえますので、そういう条例の先進事例を学んだり、また議員の皆さんにも御参加いただきましたことしの春は、垂井町のこの策定委員会に関与されました神田さんという方をお招きしまして勉強会も開いてきたわけでありまして、現在は、むしろこの自治基本条例とは何かと、あるいは条例と

というのは、あるとどういう効果があるか。あるいは条例に盛り込んである内容というのはどういうもんだというふうなところへ入って現在調査研究を懇話会としてはされておる段階であります。

年度末までには一定の見解、それから条例をつくるとすればこのような構成が好ましいのではないかと、そうしたものにつきまして、市長に提言していただくと、こんなようなことで現在取り組みを精力的に取り組んでいただいたと、こういう現状でございます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 2番目の御質問でございますけども、私は基本的にはこういうふうに考えております。今回、住民自治推進懇話会というのを昨年から設けていろいろ議論してもらっておりますけれども、これは地方自治というのは、今先ほどの御質問にもございました地方分権というような形で国や県の権限を基礎的自治体である市町村へ、あるいはそういう枠付けをある程度の自由度を持って判断を自治体に委ねるといったような、こういういわば団体自治という側面と、要するにいかに関市なら関市が岐阜県や国家のという国というところに対して、どの程度の自治を持っているかという団体としての自治の側面と、それからもう一つは、関市における自治というものは本当に自治体の主人公である市民が参画を得て、その意に即した形で運営されているかという意味の住民自治という、よく言われることですが、その2つの側面があるというふうに思っておりまして、その住民自治の側面が、ともすれば大きく合併した関市というような自治体になったときに、非常に市民から遠い存在になってしまうということを恐れております。

そういう意味で、自分たちが本当に関市の自治の主人公なんだなということを実感してもらう、そしてそういう自覚を持って今のじゃあ関市の自治というものにどんな注文をつけたいか、あるいは自分たちはどうしたいのかというようなことをじっくり検討してもらって、そういうものの一つのいろんなこういう仕組みも欲しいねと、こういう仕組みも欲しい、我々はこうしたいねというような話し合いの中から自治基本条例というようなものが生まれてくればいいというふうに思っております。最初から自治基本条例をつくるためにはどうしましょうと、全国にはこういう事例もあります、こういう事例もありますと、いろいろなサンプルを取り寄せて、関市の自治基本条例をさあつくしましょうという、いきなりそこから始めるのではない作業をじっくり市民の皆さんにしてもらいたいと思って取り組んでもらっているところでございます。

そういうことで、今年度いっぱいいろいろこの懇話会の成果が出るようでございますので、成果の途中においても、一度これは議会の皆さんにも途中経過の御報告をしなければいけないと思っておりますし、それから今、いわゆる議会のほうにおいても議会基本条例のようなものについて、その必要性とかあり方というようなものを御討議いただいているようでございます。

全国のこういう自治基本条例の中には、そうした議会のあり方等、議会基本条例的な要素のものもすべて含んだ一本化の自治基本条例があれば、その自治基本条例は自治基本条例として持ちなが

ら、さらに議会基本条例という、また別個の別建てのものもさらに、いわゆる議会のあり方として持っていることというようなタイプが幾つかあると思います。

そういうことで、非常に議会のほうとも関連がございますので、私の考え方としては、今年度いっぱい、そういう住民自治推進懇話会のようなもので議論していただき、来年度あたりによく議会のほうとも御相談させていただきながら、例えば議会の皆さんの中からメンバーにも入ってもらうなどして、その自治基本条例の策定委員会というような形で改めて条例そのものについての議論をし、それを踏まえて制定に至るというような過程を踏んだらどうかというふうに思っています。

もう既に二百三十何市町村、あるいは県も含めてそういう自治体、自治基本条例を持っているところがございますので、慌ててつくる必要はないと、じっくり熟成をさせていくと。そして自分たちの地に足のついた自治基本条例ができ上がったなという気持ちを持ってもらえるような策定の仕方をしてまいりたいというふうに思っています。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 市長のお考えよくわかりました。

市長が言われましたように、私どもの議会改革に向けての調査研究を進めております。そして恐らく自治基本条例ができるということになれば、議会という章も当然明記されるのではないかとこのように思っております。そして、その場合、理念の共通性といいますか、そして整合性がないといかんということを思いますので、今市長が方針を立てられたようなところで議会への配慮もよろしくお願いしたいと思います。

市長が言われた初めに条例ありきではいかんよというのは、実は先日、三重県のある市議会で、副議長の選出に伴う不祥事が報道されておりましたけれども、あの市議会は議会改革についてまことに先進的なところで、改革のランキングでも上位に毎年位置するというようなところでありました。そういうことを考えますと、市長が言われるように、議会改革にとっても議員の意識改革であるとか、議会改革に向けての認識の共有ということをまず始めたということに思っておりますので、またいろいろ御指導いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして、本日まで3日間にわたりました一般質問のすべてを終了いたしました。

この間、闊達な質問や提言を賜りました議員各位、また真摯に答弁されました市長を初め執行部

各位それぞれ御苦労さまでした。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

(午前10時54分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 野 田 龍 雄

郡上市議会議員 鷺 見 馨